

計画策定の趣旨

・脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下「循環器病」が、死亡や介護の原因の主要なものになっていることに鑑み、「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（以下「法」という）が制定された。
・法の基本理念のもと、本県の実情を踏まえた、循環器病の予防や普及啓発、患者等に対する保健、医療、福祉サービス提供体制の充実などに関する施策を展開し、「健康寿命の延伸」及び「循環器病の年齢調整死亡率の減少」を目指す。

計画の根拠

法11条第1項に基づき策定

計画期間

令和4年度から令和5年度まで

協議会等

計画の策定及び進行管理のため、新たに「埼玉県脳卒中・心臓病その他の循環器病対策推進協議会」及び「脳卒中部会」「心疾患部会」を設置

施策体系

基盤整備

循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

一次予防（発症予防）

・正しい知識の普及啓発

二次予防（早期発見・早期治療）

・健診の普及や取組の推進

救急搬送体制の整備

救急医療及び切れ目のない医療提供体制の確保

三次予防（再発予防・悪化防止）

・外来、在宅医療 ・リハビリテーション等の取組
・後遺症を有する者に対する支援

その他保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実

・循環器病の緩和ケア
・治療と仕事の両立支援
・小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策
・循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

循環器病の
年齢調整死亡率の減少

健康寿命の延伸

重点取組事項

- 1 脳卒中・心臓病その他の循環器病に関する予防や正しい知識の普及啓発
➤ 疾患の発症予防、前兆、症状、発症時の対応等も広く県民へ広報
- 2 保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実
➤ ・医療の質の評価
・救急搬送体制の整備
・心不全の地域連携パスの導入